製材ＪＡＳ認証取得支援事業実施要領

制定　令和２年４月３日森林第14号経済産業部長通知

第１　趣旨

製材ＪＡＳ認証取得支援事業の実施については、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び林業関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という｡）によるほか、この要領の定めるところによる。

第２　事業内容

　　本事業の補助対象は、要綱の別表に定めるとおりとする。

第３　事業実施主体

　　県内の工場等において、別表１に掲げるＪＡＳ認証を取得し、静岡県産材証明制度により産地を証明されたＪＡＳ製材品を出荷しようとする事業者とする。

第４　補助対象経費

　　補助対象経費は、別表１に掲げるタイプ、区分、品目、樹種の認証の取得（既認証工場における品目等の追加取得を含む）に係る、別表２に掲げる経費とする。

第５　交付申請及び交付決定

　(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、要綱第４に基づき、別表２に掲げる経費が発生する行為を開始しようとする日の２週間前までに交付申請書を知事に提出する。

　(2)　交付申請書には別表３に掲げる書類を添付する。

　(3) 知事は、申請者から提出された書類について、内容を確認し、申請内容が適当であると認められたときは、申請の順に予算の範囲内において補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書（様式第１号）により、当該申請者に通知する。

第６　実績報告及び補助額の確定

　(1) 申請者は、事業が完了した日から２週間以内、又は交付決定のあった日の属する年度の３月15日のいずれか早い日までに、要綱第９に基づき、実績報告書を知事に提出する。

(2) 実績報告書には別表４に掲げる書類を添付する。

(3) 知事は､申請者から実績報告書の提出があったときは、当該年度の３月末日までに確認調査を行う。

(4) 知事は、前項の確認調査の結果、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知する。

第７　交付の条件

　　当該事業で取得した認証は、やむを得ない事情による場合を除き、取得後５年間は維持すること。

附 則

この要領は、令和２年４月３日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| タイプ | 区分 | | 品目 | 樹種 |
|  | 構造用製材 | 目視等級区分  構造用製材 | 構造用製材 |  |
|  | 人工乾燥処理構造用製材 |  |
|  | 天然乾燥処理構造用製材 |  |
|  | 機械等級区分構造用製材 | | |  |
|  | 造作用製材 | | 造作用製材 |  |
| Ａ、Ｂ | 人工乾燥処理造作用製材 | スギ、ヒノキ |
|  | 天然乾燥処理造作用製材 |  |
|  | 下地用製材 | | 下地用製材 |  |
|  | 人工乾燥処理下地用製材 |  |
|  | 天然乾燥処理下地用製材 |  |
|  | 枠組壁工法構造用製材 | | 枠組壁工法構造用製材 |  |
|  | 人工乾燥枠組壁工法構造用製材 |  |
|  | ＭＳＲ枠組材（Ａタイプのみ） | | |  |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 内容 |
| 認証手数料 | 以下のＪＡＳ認証を取得するために必要な手数料  　○新規取得  ○品目・区分の追加  ○認証事項の変更（樹種、形状の追加に限る） |
| 製品検査料 | ＪＡＳ認証取得に必要な検査に係る経費（検査員の旅費を含む） |
| 公的試験機関事前試験費 | ＪＡＳ認証取得検査に先立ち提出するデータの取得に係る経費 |

（注）各補助対象経費には消費税を含まないものとする。

別表３

|  |
| --- |
| 書類名 |
| ①ＪＡＳ認証取得計画概要書（様式第３号）  ②補助対象経費（見積額）の根拠資料 |

別表４

|  |
| --- |
| 書類名 |
| ①ＪＡＳ認証取得実績概要書（様式第３号）  ②認証通知書（写）  ③補助対象経費の領収書等の写し |

様式第１号

**補　助　金　交　付　決　定　通　知　書**

　　年　　月　　日

申請者 　　　　　　　　様

　　　　 　　　　　　　　　 静岡県知事　　　　　　　　　 印

　　　年　　月　　日付けで申請のあった製材ＪＡＳ認証取得支援事業の補助金の交付について、下記の１のとおり決定したので通知します。

　つきましては、ＪＡＳ認証取得後、下記の２のとおり実績報告の手続きをしてください。

記

１　補助金の額は次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定番号 | 号 |
| 補助金交付  決定額 | 円 |
| 認証取得内容 |  |

２　補助金実績報告の手続き

　次の書類を期限までに提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | ・実績報告書（林業関係事業補助金交付要綱様式第６号）  ・事業実績書（林業関係事業補助金交付要綱様式第２号）  ・収支決算書（林業関係事業補助金交付要綱様式第３号）  ・ＪＡＳ認証取得実績概要書（様式第３号）  ・認証通知書（写）  ・補助対象経費の領収書等の写し |
| 提出期限 | 事業が完了した日から２週間以内、又は３月15日のいずれか早い日まで |
| 提出先 | 〒４２０－８６０１  静岡市葵区追手町９－６県庁東館１３階  静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課 |
| 問合せ | （電話）０５４－２２１－２６１２（土日曜・祝祭日・年末年始は閉庁） |

注）この決定は補助金交付を確約したものではありません。

　　補助金額は実績報告書の確認後に通知する補助金交付確定通知をもって確定します。

様式第２号

**補　助　金　交　付　確　定　通　知　書**

　　年　　月　　日

申請者 　　　　　　　　様

　　　　 　　　　　　　　　　 静岡県知事　　　　　　　　　 印

　　　年　　月　　日付けで実績報告書の提出があった製材ＪＡＳ認証取得支援事業の補助金について、次のとおり確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定番号 | 号 |
| 補助金交付  確定額 | 円 |
| 認証取得内容 |  |